

橋本市規則第 25 号

橋本市税条例施行規則及び橋本市滞納処分職員規則の一部を改正する規則
を、別紙のとおり公布する。

令和 8 年 4 月 8 日

橋本市長 平木 哲朗

橋本市税条例施行規則及び橋本市滞納処分職員規則の一部を改正する規則




(橋本市税条例施行規則の一部改正)

第1条 橋本市税条例施行規則(平成18年橋本市規則第66号)の一部を次のように改正する。

様式第1号を次のように改める。

様式第1号(第3条関係)

(表面)

	市税 徴税吏員証	第	号
	犯則事件調査証 滞納者財産差押証		
 <p>写 真</p>	所 属		
	職 ・ 氏 名		
	生 年 月 日		
	発 行 日		
	和 歌 山 県 橋 本 市		

(裏面)

1 本証は、市税の賦課徴収並びに犯則事件の調査及び財産差押えを行う場合は必ず携帯しなければならない。

2 本証は、関係人の請求があったときは何時でもこれを提示しなければならない。

3 本証は、他人に貸与し又は譲渡してはならない。

4 本証の有効期間は、発行の日より3年とする。

5 徴税吏員の任を解かれたとき、又は有効期限が満了したときは、速やかに発行者に返却すること。


橋 本 市 電話(0736)33—1111
〒648—8585 和歌山県橋本市東家一丁目1番1号

(橋本市滞納処分職員規則の一部改正)

第2条 橋本市滞納処分職員規則(平成22年橋本市規則第12号)の一部を次のように改正する。

別記様式を次のように改める。

(表面)

	第 号
橋本市滞納処分職員証	
取扱歳入	
写 真	所 属
	職・氏名
	生年月日
	発行日
和歌山県橋本市 印	

(裏面)

注 意 事 項	
<ol style="list-style-type: none">1 本証は、滞納処分のための調査及び搜索並びに滞納処分を行う場合は必ず携帯しなければならない。2 本証は、関係人の請求があったときは何時でもこれを提示しなければならない。3 本証は、他人に貸与又は譲渡してはならない。4 本証の記載事項に変更が生じたときは、速やかに市長に提出すること。5 滞納処分職員の身分を失ったときは、速やかに市長に返却すること。	
橋本市 電話(0736)33-1111 〒648-8585 和歌山県橋本市東家一丁目1番1号	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。